

令和3年9月10日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局総務部総務課
担当：木村
電話972-3206

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における教育委員会事務局の
所管施設の対応について

愛知県が緊急事態宣言の対象区域とされたことに伴う教育委員会事務局所管施設の対応について、令和3年8月26日付で資料提供したところですが、緊急事態宣言が延長されたことを受け、下記のとおり対応を延長いたしますので、お知らせいたします。

記

1 対応

施設の既存予約分については、利用者に対し、午後8時以降の利用自粛を要請します。あわせて、下記期間の新規申し込みについては自粛を要請し、利用される場合は、午後8時までの利用に制限します。

2 期間

令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで
※令和3年9月12日（日）からの延長です。

3 施設一覧

施設名	施設所管課	問い合わせ先
小学校施設一般開放（小学校89校）	学校整備課	972-3222
学校施設の目的外使用許可（全校（園））		
生涯学習センター（分館含む） 女性会館	生涯学習課	972-3252
生涯学習開放（小学校27校）		
学習開放（名東高等学校）		
学校体育センター	部活動振興室	972-3265
博物館（ギャラリー、講堂）	博物館総務課	853-2655
鶴舞中央図書館・各図書館分館（集会室）	鶴舞中央図書館	741-3131

4 その他

対応内容や期間については、本市の感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。